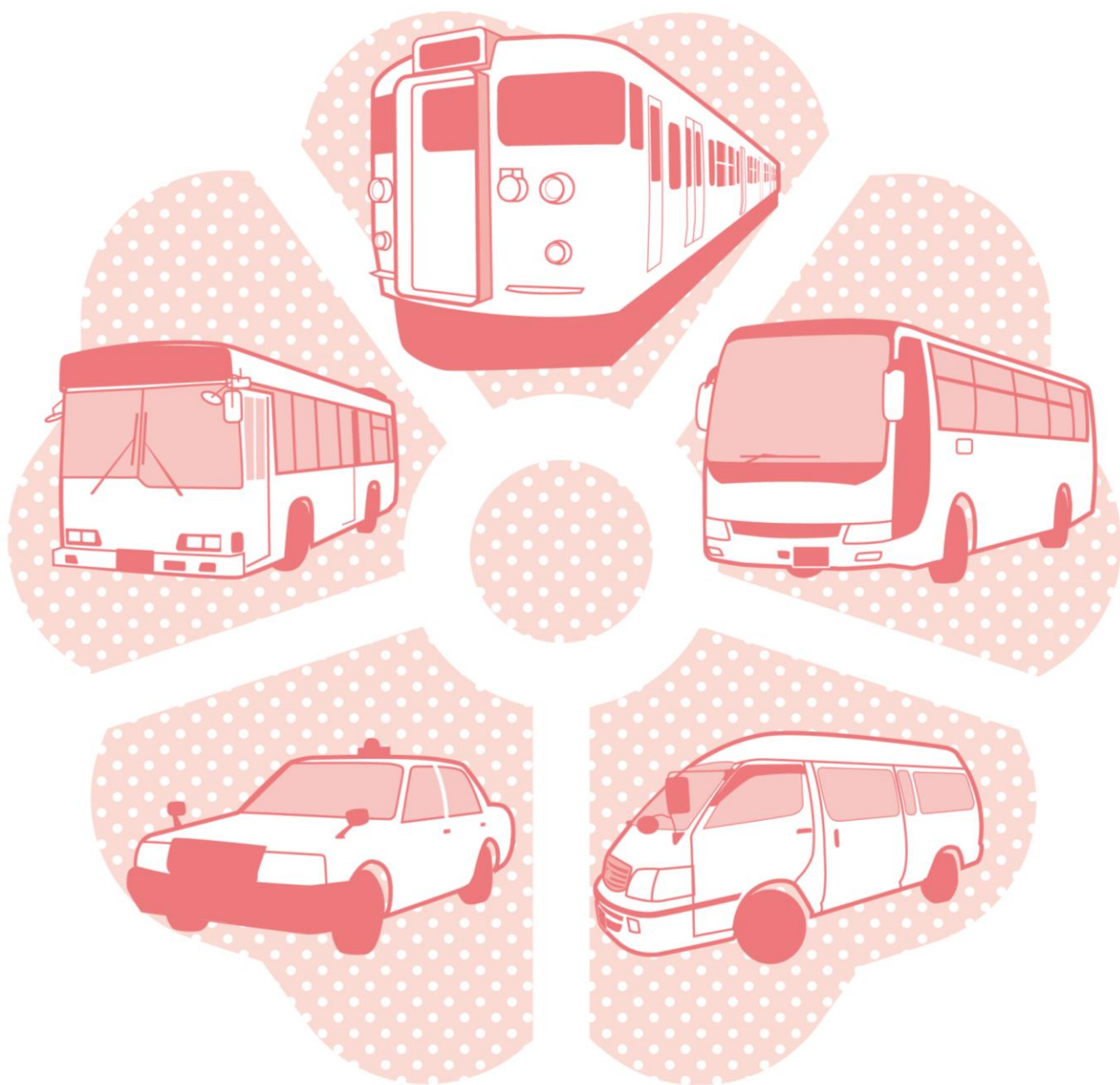


世羅町地域公共交通網形成計画

【概要版】



令和2年3月
世羅町

1. 計画策定の目的

本町では、人口減少や少子高齢化、自家用車に依存した生活スタイルの定着、運転手不足など、公共交通を取り巻く環境は変化し続けています。このような環境変化に伴い、公共交通利用者の減少や、路線バスの減便・廃線といった公共交通サービス低下が進んできました。

一方で、高齢者や学生など、自らの移動手段を持たない人にとって、公共交通は日常生活を支える上で必要不可欠なインフラの1つであり、高齢化の進展に伴い運転免許証返納者が増加すると予測される中、その必要性はますます高まっていくものと考えられます。

こうした中、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や地方公共団体の果たすべき役割などを定める「交通政策基本法」が平成25年12月に施行され、それを受けて平成26年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」では、地方公共団体が中心となり、交通事業者や関係者と連携し、持続可能な地域公共交通網の形成に取り組むことが明記されました。

このような背景を踏まえ、世羅町の現状や中山間地域の実態に即した持続可能な公共交通網の実現を図ることを目的として、「世羅町地域公共交通網形成計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、上位計画である「世羅町第2次長期総合計画」に即し、各関連計画と整合を図るものとしします。

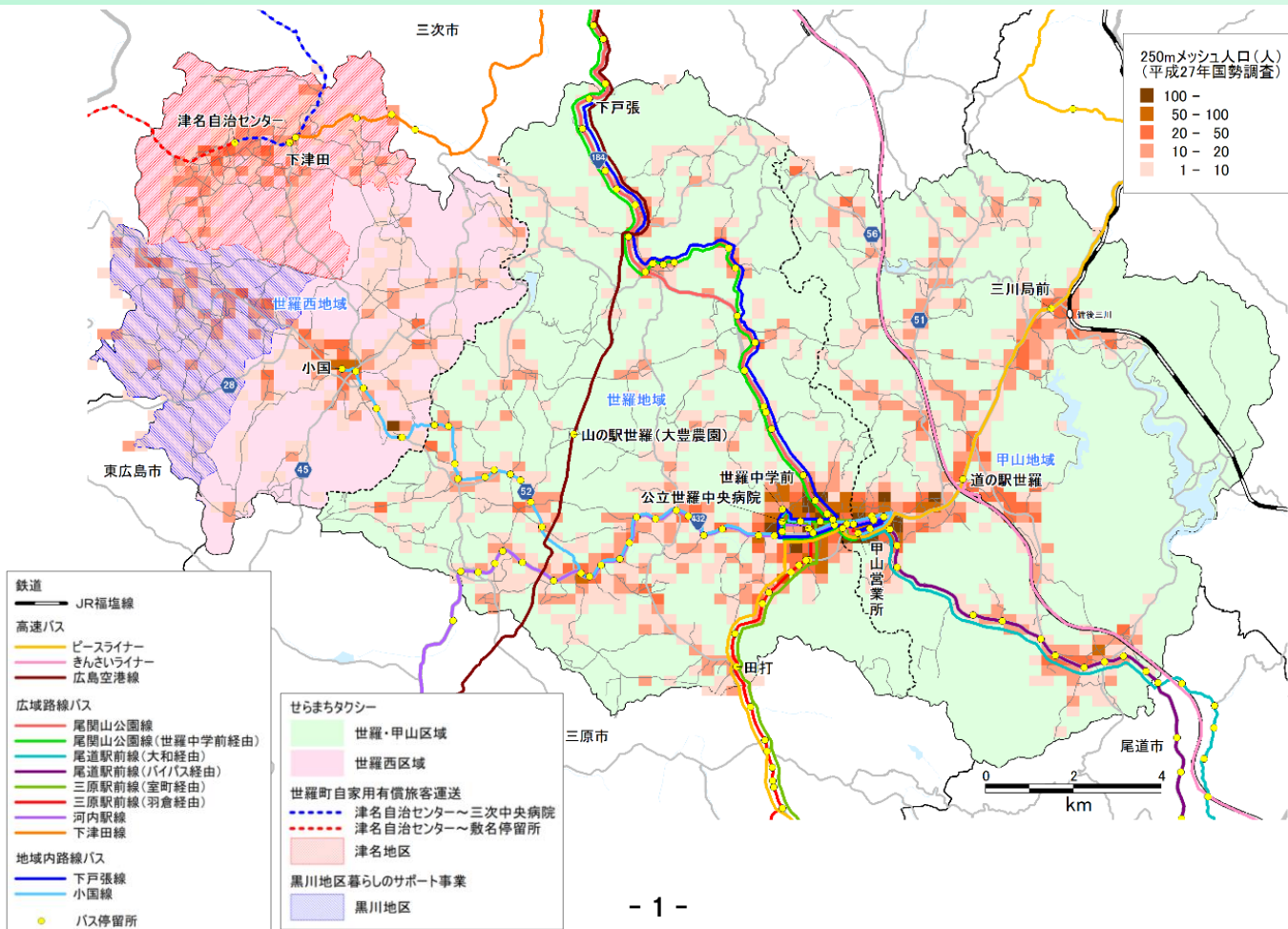
3. 計画の区域

計画の区域は、世羅町全域を対象とします。

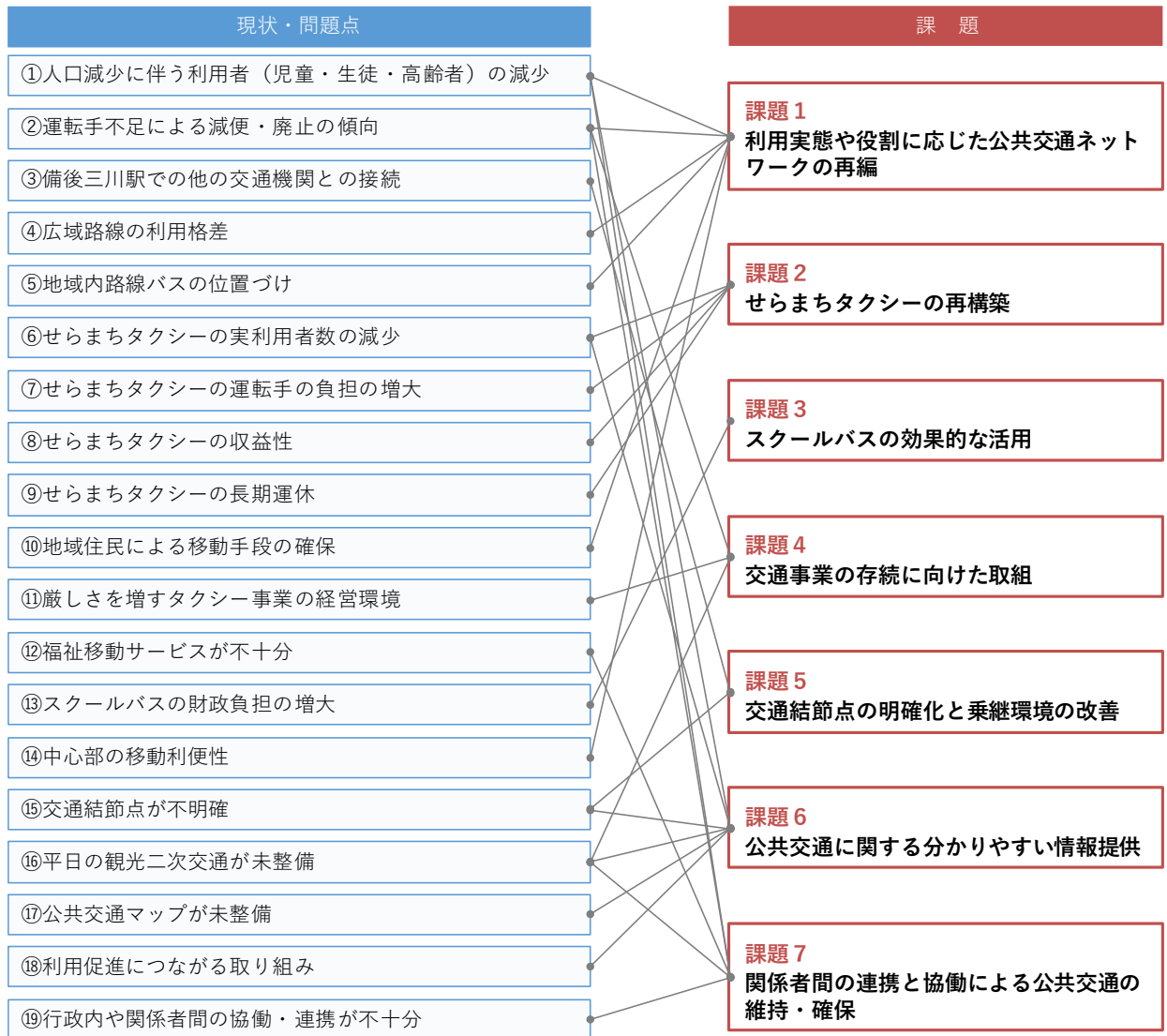
4. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

5. 公共交通の現状



6. 現状・問題点、取り組むべき課題

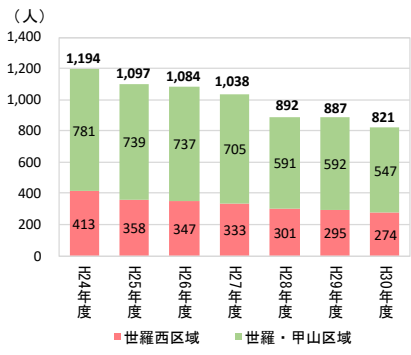


輸送人員と1乗車あたりの補助金

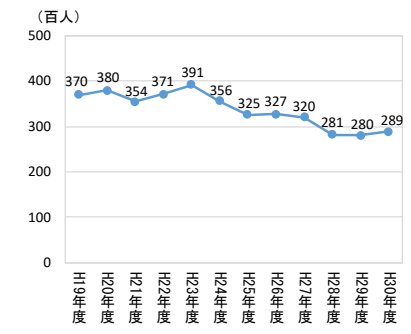
区分	路線名	輸送人員	補助金 (千円)	1乗車あたりの 補助金 (円)
広域 路線バス	尾関山公園線	16,741	7,564	452
	尾関山公園線（世羅中学前経由）	8,217	3,516	428
	尾道駅前線（大和経由）	56,470	6,775	120
	尾道駅前線（バイパス経由）	76,372	1,888	25
	三原駅前線（室町経由）	27,060	1,966	73
	三原駅前線（羽倉経由）	37,793	5,109	135
	河内駅線	12,192	21,123	1,733
	下津田線	656	5,249	8,002
地域内 路線バス	下戸張線	4,813	2,231	464
	小国線	6,577	9,535	1,450

※補助金は、国・県・世羅町・関係市町から支出されている金額の合計
 ※1乗車あたりの補助金は、補助金を輸送人員で除して算出
 資料：世羅町（平成30年度）

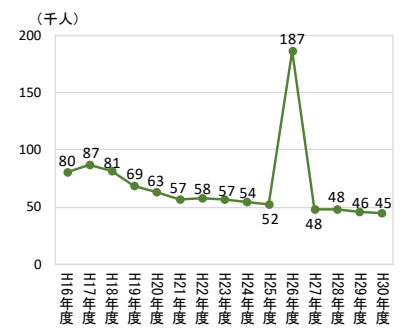
せらまちタクシーの実利用者数



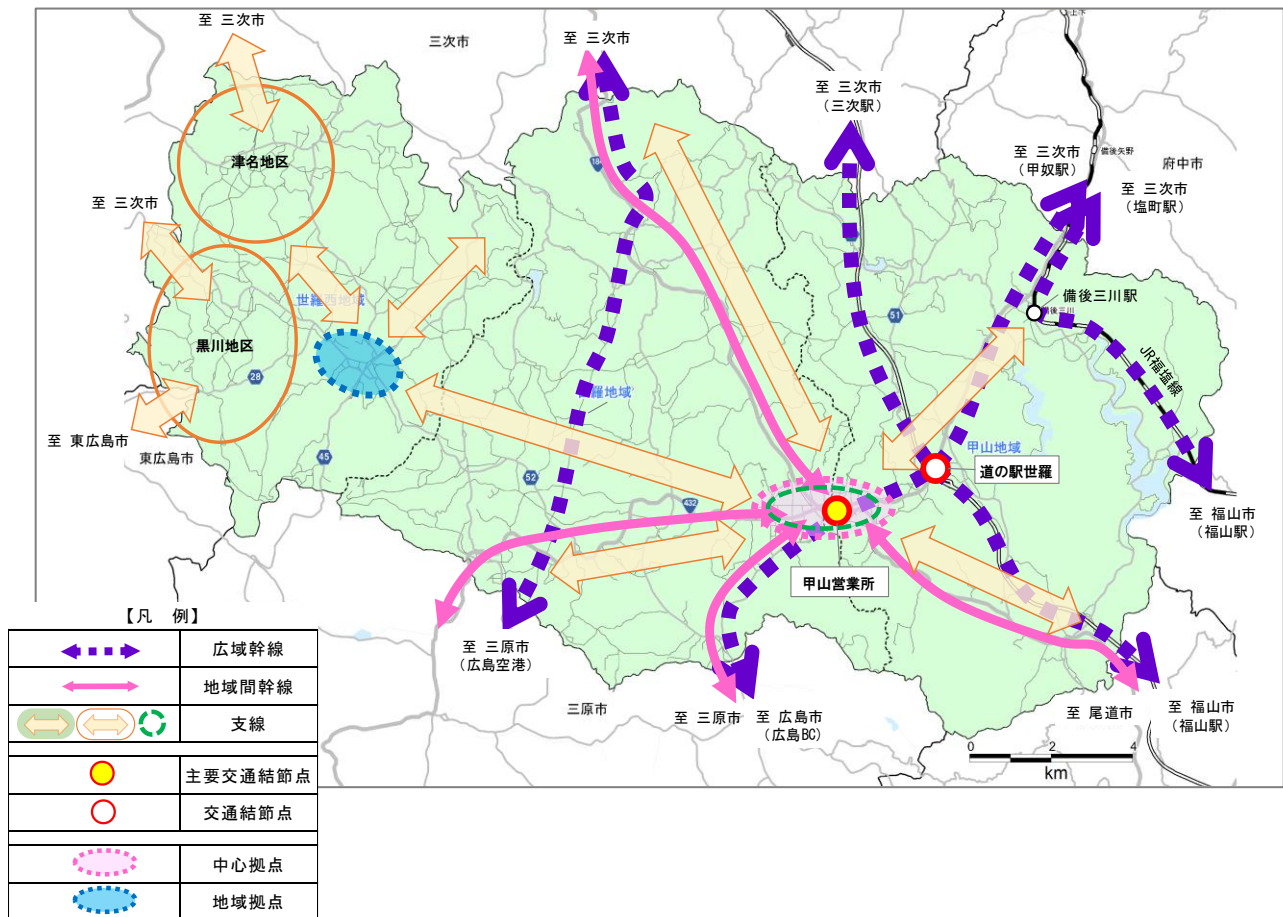
せらまちタクシーの延べ利用者数



ハイヤー・タクシーの輸送人員



7. 目指すべき公共交通の将来像



8. 基本理念、基本方針

基本理念 「地域を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築」

基本方針 1 適切な公共交通ネットワークの形成と維持

- ✓ 人口規模の縮小に伴う利用者の減少といった社会情勢を踏まえつつ、各路線の役割を明確にし、町内のあらゆる居住地から買物や通院が可能で、公共サービスを楽しむことを前提にした、適切で持続可能な公共交通ネットワークを形成します。
- ✓ 生活圏に配慮した広域移動や地域内移動を可能とする公共交通ネットワークを形成します。

基本方針 2 分かりやすく使いやすい利用環境

- ✓ 町民だけでなく、来訪者にとっても分かりやすく使いやすい利用環境を整備します。
- ✓ 高齢者や初めて利用する人でも分かりやすい情報提供の工夫を行うとともに、待ち時間の不安や不満を解消するためのシステムの構築など、公共交通の利用環境を整備・改善し、利便性の向上と新たな利用者の掘り起こしにつなげていきます。

基本方針 3 地域に愛され利用される地域公共交通

- ✓ 町民が公共交通の必要性を認識し、「町民自ら公共交通を守る意識」の醸成を図るために各種利用促進や情報提供を行います。
- ✓ 関係者が連携・協働し、「地域に愛され利用される地域公共交通」を育みます。

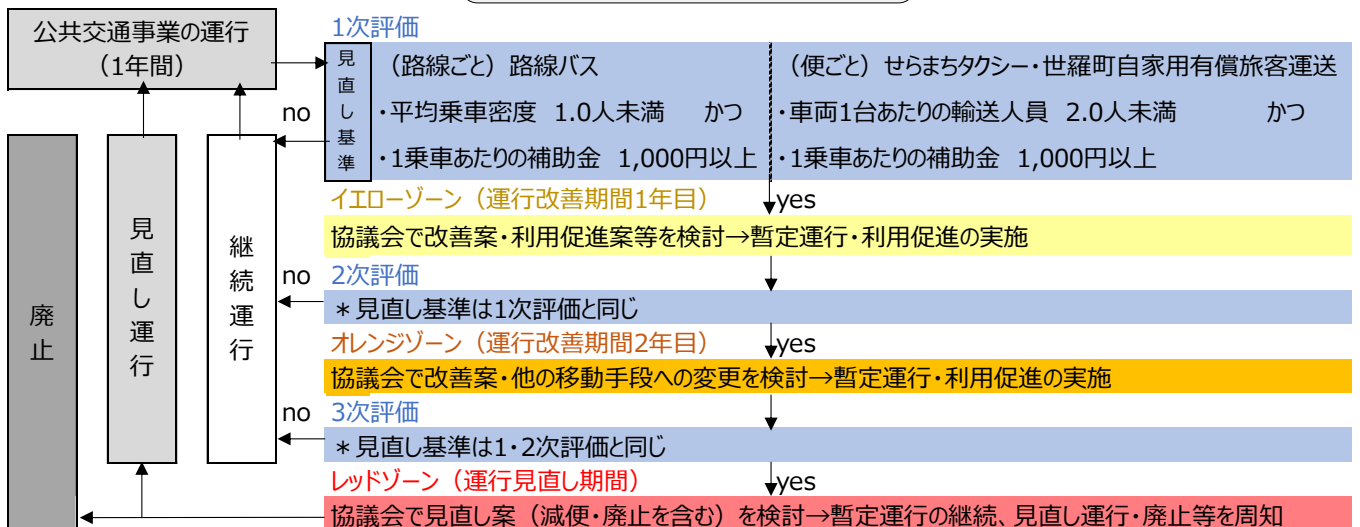
9. 目標、評価指標

基本方針	目標	評価指標	事業	課題																
《基本方針1》 適切な公共交通ネットワークの形成と維持	<目標1-1> 需要や役割に応じた効率的な公共交通網を再構築する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値 (H30年度)</th> <th>目標値 (R6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1便あたりの輸送人員の平均</td> <td>9.1 人</td> <td>10.0 人</td> </tr> <tr> <td>1乗車あたりの補助金額の平均</td> <td>370 円</td> <td>370 円以下</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	1便あたりの輸送人員の平均	9.1 人	10.0 人	1乗車あたりの補助金額の平均	370 円	370 円以下	① ② ③ ④	1							
		評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)																
1便あたりの輸送人員の平均	9.1 人	10.0 人																		
1乗車あたりの補助金額の平均	370 円	370 円以下																		
《基本方針2》 分かりやすく使いやすい利用環境	<目標1-2> 個別事業の見直しや支援により交通事業を維持する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値 (H30年度)</th> <th>目標値 (R6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せらまちタクシーの実利用者数</td> <td>821 人</td> <td>862 人</td> </tr> <tr> <td>せらまちタクシーの延べ利用者数</td> <td>28,912 人</td> <td>30,357 人</td> </tr> <tr> <td>ハイヤー・タクシーの輸送人員</td> <td>45 千人</td> <td>45 千人</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	せらまちタクシーの実利用者数	821 人	862 人	せらまちタクシーの延べ利用者数	28,912 人	30,357 人	ハイヤー・タクシーの輸送人員	45 千人	45 千人	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	2 3 4				
		評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)																
せらまちタクシーの実利用者数	821 人	862 人																		
せらまちタクシーの延べ利用者数	28,912 人	30,357 人																		
ハイヤー・タクシーの輸送人員	45 千人	45 千人																		
《基本方針3》 地域に愛され利用される地域公共交通	<目標2-1> 利用環境の改善と情報提供の充実を図る	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値 (H30年度)</th> <th>目標値 (R6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住の世羅高校生のせらまちタクシーの認知度</td> <td>35.4 %</td> <td>90.0 %以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世羅高校生の登下校の公共交通利用割合</td> <td>行き 30.5 %</td> <td>行き 30.5 %以上</td> </tr> <tr> <td>帰り 25.4 %</td> <td>帰り 25.4 %以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「鉄道・バス」の満足度</td> <td>中高生 20.5 %</td> <td>中高生 25.5 %</td> </tr> <tr> <td>一般 12.9 %</td> <td>一般 17.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	町内在住の世羅高校生のせらまちタクシーの認知度	35.4 %	90.0 %以上	世羅高校生の登下校の公共交通利用割合	行き 30.5 %	行き 30.5 %以上	帰り 25.4 %	帰り 25.4 %以上	「鉄道・バス」の満足度	中高生 20.5 %	中高生 25.5 %	一般 12.9 %	一般 17.9 %	⑩ ⑪ ⑫ ⑬	5 6
		評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)																
町内在住の世羅高校生のせらまちタクシーの認知度	35.4 %	90.0 %以上																		
世羅高校生の登下校の公共交通利用割合	行き 30.5 %	行き 30.5 %以上																		
	帰り 25.4 %	帰り 25.4 %以上																		
「鉄道・バス」の満足度	中高生 20.5 %	中高生 25.5 %																		
	一般 12.9 %	一般 17.9 %																		
《基本方針3》 地域に愛され利用される地域公共交通	<目標3-1> 関係者間の連携強化と協働の推進によって利用促進を図る	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値 (H30年度)</th> <th>目標値 (R6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用促進に関するイベント・PR実施回数</td> <td>0 回</td> <td>年 1 回</td> </tr> <tr> <td>「できるだけバスやせらまちタクシーを利用する」人の割合</td> <td>13.4 %</td> <td>18.4 %</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	利用促進に関するイベント・PR実施回数	0 回	年 1 回	「できるだけバスやせらまちタクシーを利用する」人の割合	13.4 %	18.4 %	⑭ ⑮ ⑯ ⑰	7							
		評価指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)																
利用促進に関するイベント・PR実施回数	0 回	年 1 回																		
「できるだけバスやせらまちタクシーを利用する」人の割合	13.4 %	18.4 %																		

10. 公共交通の見直し基準

基本方針1の「適切な公共交通ネットワークの形成と維持」を実現するためには、各路線の利用状況や収支等を定期的に確認し、必要に応じて路線存続の有無や運行形態の見直しを検討する必要があります。そのための見直し基準と基準の運用方法を設定します。

見直し基準と運用フロー



11. 事業内容

《基本方針1》適切な公共交通ネットワークの形成と維持

目標1-1 需要や役割に応じた効率的な公共交通網を再構築する

事業① 広域路線バスの運行・見直し

【運行方針】

- ・見直しを行いながら引き続き運行継続を働きかける。

【見直し方針】

◇系統の見直し

- ・必要に応じて系統の統合による効率化を推進し、路線の維持・確保を図る。

◇見直し基準の運用

- ・路線バスの見直し基準により改善対象路線に該当するか否かを判断し、基準の運用フローに則り検証・改善・見直し等を行う。

事業② 地域内路線バスの廃止検討

- ・小国線と下戸張線は、廃止を検討する。
- ・廃止する場合は、中学生の通学手段はスクールバスまたはスクールタクシーで確保する。高校生の通学手段及び一般住民の移動手段は、路線バスまたはせらまちタクシーで確保する。

事業③ 高速バス（ピースライナー）の見直し検討

- ・高速バス（ピースライナー）の経路を広島空港経由に変更するように、交通事業者に働きかける。

事業④ 市街地を循環する公共交通の導入検討

- ・中心市街地の公共施設、商業施設、医療機関等を結ぶ新たな公共交通（（仮）市街地循環線）の運行を検討する。
- ・実証運行を実施し、利用状況や利用者アンケート等を踏まえ、本格導入に向けた検討を行う。

目標1-2 個別事業の見直しや支援により交通事業を維持する

事業⑤ せらまちタクシーの運行・見直し

【運行方針】

- ・見直しを行いながら引き続き運行を継続する。

【見直し方針】

◇ダイヤ・便数の見直し

- ・高校の通学で利用できるように、ダイヤの見直しを検討する。
- ・事業者の負担と利用者の利便性、利用実態を考慮した上で、安全に運行できるダイヤの見直しを検討する。

◇運賃の見直し

- ・運賃の値上げを検討する。
- ・学生割引の設定や回数券の設定など、高頻度利用者の負担軽減を図るための施策を同時に検討する。

◇手荷物料金の設定

- ・手荷物料金の設定により、手荷物の持ち込みが可能となる制度の見直しを検討する。

◇長期運休期間における臨時便の運行

- ・せらまちタクシーの運休日が5日以上連続する場合は、臨時便の運行を検討する。

◇運用方法の見直し

- ・運行範囲や委託方法の検討を行い、最適な運用方法の見直しを行う。

◇見直し基準の運用

- ・上記の見直しを行った上で、せらまちタクシーの見直し基準により改善対象便に該当するか否かを判断し、基準の運用フローに則り検証・改善・見直し等を行う。

事業⑥ 地域が主体となった公共交通の運行・見直し

【運行方針】

- ・町外への移動ニーズが高いものの他の公共交通機関がなく、かつ地域が公共交通の導入や運行に主体的に関わることができる場合は、地域が主体となった公共交通の導入を検討する。
- ・世羅町自家用有償旅客運送を導入する場合は、自治センター等の車両を活用し、地域が運行を担うが、運行計画案の作成、世羅町地域公共交通活性化協議会での審議、登録に係る申請、収支不足額に対する支援を町が行う。

【見直し方針】

- ・世羅町自家用有償旅客運送の見直し基準により改善対象便に該当するか否かを判断し、基準の運用フローに則り検証・改善・見直し等を行う。

事業⑦ スクールバスの効率化

- ・小国線、下戸張線を廃止する場合は、中学生の輸送を既存のスクールバスまたはスクールタクシー等で行う。
- ・小・中学生の輸送人数に応じたルート of 統廃合を適宜実施する。

事業⑧ 観光二次交通の充実

◇タクシーの活用

- ・観光タクシーの充実や、観光あいのりタクシーのシステム構築を検討する。

◇観光バス（花めぐりバス）の経路変更

- ・観光バス（花めぐりバス）を備後三川駅でも乗車できるように、交通事業者に働きかけを行う。

◇レンタサイクルの整備

- ・観光客が観光施設を周遊する手段の1つとして、e-BIKEのレンタサイクルの導入を検討する。

事業⑨ 運転手確保に向けた支援

- ・バス路線やタクシー事業の維持のために、運転手確保に向けた支援を官民が連携して取り組む。

《基本方針2》 分かりやすく使いやすい利用環境

目標2-1 利用環境の改善と情報提供の充実を図る

事業⑩ 公共交通マップの作成

- ・町全体の公共交通マップと時刻表を作成し、定期的に全戸配布する。
- ・世羅高校の通学で利用できる公共交通の紹介チラシを作成し、世羅高校生に配布する。

事業⑪ 公共交通ホームページの作成

- ・町のホームページに公共交通に関するページ（マップ、ダイヤ、運賃、利用方法、Q&Aなど）を作成する。

事業⑫ 定期的な広報記事の掲載

- ・「広報せら」に公共交通に関する情報（ダイヤ・ルートの見直し、利用者の声、利用促進の取組など）を定期的に掲載する。

事業⑬ 新・せらまちタクシー予約システムの導入

- ・新システムの導入により、迎車時間のメール連絡、スマートフォン等での車両位置確認ができるようにすることで、迎車時の不便・不安の解消を図る。
- ・WEB予約を可能とすることで、高校生等の若年層の取り込みを図る。

《基本方針3》 地域に愛され利用される地域公共交通

目標3-1 関係者間の連携強化と協働の推進によって利用促進を図る

事業⑭ 外出支援事業の拡大と利用促進

- ・せらたすき一券の対象者と利用対象交通機関の拡大を検討する。
- ・申請時に利用方法を周知するとともに、町が実施する総合健診等の実施時にせらたすき一券の利用を促すなど、効果的なPRを実施する。
- ・福祉移動サービスの充実を図る。

事業⑮ 公共交通の利用促進に関するイベントの開催やPR活動の実施

- ・交通事業者と連携し、小学生や高齢者を対象とした公共交通教室を開催する。
- ・各種イベントでバス車両の展示やPRブースを設けるなど、利用促進につながる取り組みを行う。
- ・無料お試しチケットの配布や自治センターの活動と連携した公共交通の試乗会など、初めての利用を促す取り組みを行う。
- ・上記に示すモビリティ・マネジメントの実施により、利用促進を図るとともに、公共交通を維持する意識や愛着の醸成を図る。

事業⑯ 公共交通利用者に対するインセンティブの付与

- ・商業施設と連携し、公共交通利用者への特典付与を検討する。

事業⑰ 庁内の関係部局間の連携強化

- ・公共交通について検討する会議を定期的で開催し、各部局が抱える公共交通の課題共有や具体的な改善方策、利用促進方策について検討する。

12. 事業実施主体、事業実施スケジュール

事業	事業実施主体				事業実施スケジュール（年度）				
	世羅町	交通事業者	商工会	その他	R2	R3	R4	R5	R6
《基本方針1》適切な公共交通ネットワークの形成と維持									
① 広域路線バスの運行・見直し	◇系統の見直し	●	●		●※1	随時実施			
	◇見直し基準の運用	●	●			随時実施			
② 地域内路線バスの廃止検討		●	●			随時実施			
③ 高速バス（ピースライナー）の見直し検討		●	●		●※1	随時実施			
④ 市街地を循環する公共交通の導入検討		●	●	●		実証実験	実施	→	
⑤ せらまちタクシーの運行・見直し	◇ダイヤ・便数の見直し	●	●	●		検討	実施	→	
	◇運賃の見直し	●	●	●		検討	実施	→	
	◇手荷物料金の設定	●	●	●		検討	実施	→	
	◇長期運休期間における臨時便の運行	●	●	●		検討	実施	→	
	◇運用方法の見直し	●	●	●		検討	実施	→	
	◇見直し基準の運用	●	●					随時実施	
⑥ 地域が主体となった公共交通の運行・見直し	◇見直し基準の運用	●			●※2	随時実施			
⑦ スクールバスの効率化		●	●		●※3	随時実施			
⑧ 観光二次交通の充実	◇タクシーの活用	●	●			随時実施			
	◇観光バス（花めぐりバス）の経路変更	●	●			随時実施			
	◇レンタサイクルの整備	●			●※4	随時実施			
⑨ 運転手確保に向けた支援		●	●		●※5	随時実施			
《基本方針2》分かりやすく使いやすい利用環境									
⑩ 公共交通マップの作成		●	●				実施	→	
⑪ 公共交通ホームページの作成		●					実施	→	
⑫ 定期的な広報記事の掲載		●				随時実施			
⑬ 新・せらまちタクシー予約システムの導入		●	●	●			実施	→	
《基本方針3》地域に愛され利用される地域公共交通									
⑭ 外出支援事業の拡大と利用促進		●				随時実施			
⑮ 公共交通の利用促進に関するイベントの開催やPR活動の実施		●	●		●※6	随時実施			
⑯ 公共交通利用者に対するインセンティブの付与		●		●	●※7	随時実施			
⑰ 庁内の関係部局間の連携強化		●				随時実施			

※1 関係自治体 ※2 住民自治組織 ※3 学校、教育委員会、PTA ※4 世羅町観光協会
 ※5 広島県、関係自治体、広島県バス協会 ※6 住民自治組織 ※7 商業施設等

発行:世羅町

<住所> 広島県世羅郡世羅町大字西上原123-1 <電話> 0847-22-3206